

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第二十四号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中第十号を第十一号とし、同項第九号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 勤務時間条例第十八条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第十四条中「百分の百六十」を「百分の百八十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に改める。

第二条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「定める職員」を「定める学校職員」に改める。

第十四条中「百分の百八十以下」を「百分の百七十以下（条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員（以下この条において「教育四級職員」という。）にあつては、百分の二百十以下）」に、「百分の八十五以下」を「百分の八十以下（教育四級職員にあつては、百分の百以下）」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定（学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「期末勤勉規則」という。）第十二条の改正規定に限る。）は平成二十九年一月一日から、第二条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の期末勤勉規則第十四条の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。